

一般社団法人日本不動産仲裁機構ADRセンター 御中

## 調停申立書

申立人	住所・所在	(〒 ー )		
	氏名・名称	フリガナ ..... (印)		
	電話番号		FAX番号	
	Eメール			
申立人代理人	住所・所在	(〒 ー )		
	氏名・名称	フリガナ ..... (印)		
	電話番号		FAX番号	
	Eメール			
相手方	住所・所在	(〒 ー )		
	氏名・名称	..... (印)		
	電話番号		FAX番号	
相手方	住所・所在	(〒 ー )		
	氏名・名称	..... (印)		
	電話番号		FAX番号	

※日本不動産仲裁機構 ADR センターは、調停手続の申立を受理したとき、  
本頁【申立の趣旨】および【申立の理由】を、相手方へ開示し通知します。

【申立の趣旨】（相手方に求めること。箇条書きで記載）

以上を求めます。

【申立の理由】（上記相手方に求める理由、申立に至った経緯等）

【関係書類】（この申立に關係する書類等（契約書など）があれば記入）	
【添付書類】	
1.	申立書 通
2.	証拠書類写し 各部
3.	
4.	
5.	
6.	
7.	
8.	
9.	
※ 当事者が法人であるときは、その代表者の資格証明書を添付します。 ※ 当事者間に仲裁合意の書面があるときは、その書面を添付します。	
<b>相手方に開示を望まない資料（関係書類）等</b> ※ 相手方に開示を望まない資料（関係書類）は下記に記載	
1.	
2.	
3.	
4.	
5.	
特定の調停人候補者のご希望がある場合は、ご記入ください	
調停人登録番号	調停人候補者氏名

# 手続事前相談説明 確認書面

事前相談申込番号（※事務局記入）

No.

一般社団法人日本不動産仲裁機構ADRセンター（以下「当センター」といいます）における調停手続きに関する主な内容は下記のとおりです。

- （１）当センターが規定する調停手続の申立て方法に関する事項
- （２）調停人の選任に関する事項
- （３）調停手続に関し当事者が支払う手数料（申立手数料,期日手数料,紛争解決手数料）,その他の費用に関する事項
- （４）調停手続の開始から終了に至るまでの標準的な調停手続の進行
- （５）調停手続において陳述される意見若しくは提出され若しくは提示される資料に含まれ,又は手続実施記録に記録されている当事者又は第三者の秘密の取扱いの方法
- （６）当事者が調停手続を終了させるための要件及び方式
- （７）調停人が調停手続によっては当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは,速やかに調停手続の終了を決定し,その旨を当事者に通知すること。
- （８）当事者間に和解が成立したときは,和解契約書を作成すること,その作成者,通数その他和解契約書の作成に係る概要

上記内容について説明を受け、書面を交付されました。

一般社団法人日本不動産仲裁機構ADRセンター宛

令和 年 月 日

氏名